

法人火災共済保険

# オフィスガード

法人火災共済保険

## ご契約のしおり

普通保険約款 冊子



2013年6月版

 全労済協会

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

ご契約のみなさまへ

この「ご契約のしおり」は、法人火災共済保険についての主な保障と特徴、ご契約時、ご契約後に注意していただきたいことや、事故が起こった場合のお手続きなど、大切な事柄を記載したものですので、必ずご一読いただき、ご契約後も保険証券と共に保管してくださいませよう願いたします。

また、この冊子の後段には、法人火災共済保険の普通保険約款の全文を記載しております。普通保険約款は共済保険契約の保障や手続き、権利・義務を規定している文章で、契約書と同等の効力のものです。これについてもご一読をお願いいたします。

ご不明な点、お気づきの点がございましたら、ご遠慮なく全労済協会までお問い合わせください。

## 法人火災共済保険 目次

### ■ご契約のしおり

I. 法人火災共済保険の内容	A-2
1. 法人火災共済保険の保障内容	A-2
2. 約款の構成	A-6
II. ご契約内容の確認	A-6
1. 保険金額（ご契約金額）	A-6
2. ご確認いただきたい事項	A-6
3. 保険期間	A-6
4. 保険責任の始期および終期	A-7
5. 保険料のお支払いについて	A-7
6. クーリングオフ制度	A-7
7. お客さまに関する情報の取扱いについて	A-8
8. その他ご注意いただきたいこと	A-9
III. ご契約後に特にご注意いただきたいこと	A-10
1. ご契約締結後における留意事項（通知義務など）	A-10
2. ご通知をいただいた後のご契約の取扱い	A-10
IV. ご契約を解約される場合のお手続き	A-12
1. 解約と解約返れい金（返還保険料）について	A-12
V. 事故が起こった場合のお手続き	A-13
1. 事故のご通知について	A-13
2. 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払いについて	A-13
3. 保険金の支払請求時に必要となる書類等	A-14
4. 保険金の支払時期	A-15
5. 保険金請求権の時効	A-15
6. 異議申し立て	A-15
VI. 保険金支払い後の保険金額	A-15

### ■普通保険約款

法人火災共済保険普通保険約款	B-4
----------------	-----

# ご契約のしおり

## I. 法人火災共済保険の内容

### 1. 法人火災共済保険の保障内容

法人火災共済保険では、火災による損害、風災や水災によって生じた損害、車両の飛び込み、盗難等、建物や動産を守るための保障を用意しております。また、火災などで第三者の所有物に損害を与えた場合の見舞金や焼け跡の整理にかかる清掃費用などをお支払いします。

#### (1) 損害保険金

事故の区分	損害保険金を支払う場合	損害保険金の支払額	損害保険金をお支払いできない主な場合等 (※) 詳細は、普通保険約款 保障条項 第5条の「保険金を支払わない場合」を参照ください。
① 火災等	次の事故によって、保険の対象が損害を受けた場合 ア. 火災 イ. 落雷 ウ. 破裂・爆発 エ. 航空機の墜落・航空機からの物体の落下	保険金額（ご契約金額）を限度として、ア. またはイ. により算出した額を支払います。  ア. 保険金額が保険の対象の価額の70%に相当する額以上の場合は、次の額とします。 $\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{損害保険金}}$  イ. ア. 以外の場合は、次の算式により算出した額とします。 $\boxed{\text{損害の額}} \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{保険の対象の価額}} \times 70\%} = \boxed{\text{損害保険金}}$	① 被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ② 被保険者が所有し、被保険者である団体の構成員が運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ③ 保険の対象である動産の置き忘れまたは紛失 ④ 保険の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難 ⑤ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故 ⑥ 火災等・風災等・水災の事故の際における保険の対象の盗難 ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

<p>② 風災等</p>	<p>下記のア.～ウ.のいずれかに該当する事故によって、保険の対象が損害を受け、5,000円（1個または1組ごと）を超える損害を受けた場合                  ア. 風災（台風、旋風、突風、暴風、暴風雨等をいいます。）                  イ. 雹災                  ウ. 雪災（降雪、豪雪、雪崩等をいいます。）</p>	<p>〈風災等限度〉の額を限度として、①ア. またはイ. により算出した額を支払います。</p> <p>〈風災等限度〉</p> <table border="1" data-bbox="448 264 725 363"> <tr> <td colspan="2">次のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>1,000万円</td> <td>保険金額の20%</td> </tr> </table>	次のいずれか低い額		1,000万円	保険金額の20%	<p>⑨ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 など</p> <p>上記①～⑨については、(2) 費用保険金についても共通です。</p>
次のいずれか低い額							
1,000万円	保険金額の20%						
<p>③ 水災</p>	<p>水災（注1）により、保険の対象または保険の対象を収容する建物が浸水（注2）し、5,000円（1個または1組ごと）を超える損害を受けた場合                  （注1）「水災」とは台風、暴風雨、豪雨、なが雨等による洪水、融雪洪水、高潮、高波、土砂崩れ等の自然災害をいいます。                  （注2）「浸水」とは                  ・ 床上浸水、建物の床面を超える浸水                  ・ 地盤面より45センチ以上の浸水のいずれかの状態をいいます。</p>	<p>〈水災限度〉の額を限度として、損害の額を支払います。</p> <p>損害の額 = 損害保険金</p> <p>〈水災限度〉</p> <table border="1" data-bbox="448 651 725 750"> <tr> <td colspan="2">次のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td>保険金額の10%</td> </tr> </table>	次のいずれか低い額		100万円	保険金額の10%	
次のいずれか低い額							
100万円	保険金額の10%						
<p>④ 車両の飛び込み</p>	<p>建物外部からの車両の飛び込み、またはその積載物の衝突もしくは接触により保険の対象が損害を受けた場合</p>	<p>〈車両の飛び込み限度〉の額を限度として、損害の額を支払います。</p> <p>損害の額 = 損害保険金</p> <p>〈車両の飛び込み限度〉</p> <table border="1" data-bbox="448 1236 725 1335"> <tr> <td colspan="2">次のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td>保険金額の10%</td> </tr> </table>	次のいずれか低い額		100万円	保険金額の10%	
次のいずれか低い額							
100万円	保険金額の10%						

⑤ 盗難	盗難により、保険の対象が盗取、損傷または汚損され、5,000円（1個または1組ごと）を超える損害を受けた場合	<p>〈盗難限度〉の額を限度として、損害の額を支払います。</p> <table border="1" data-bbox="449 193 723 229"> <tr> <td>損害の額</td> <td>=</td> <td>損害保険金</td> </tr> </table> <p>〈盗難限度〉</p> <table border="1" data-bbox="449 284 723 341"> <tr> <td colspan="2">保険金額を限度として 次のいずれも適用</td> </tr> <tr> <td>1回の事故の限度額</td> <td>1個または1組の限度額</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>100万円</td> </tr> </table>	損害の額	=	損害保険金	保険金額を限度として 次のいずれも適用		1回の事故の限度額	1個または1組の限度額	300万円	100万円	
損害の額	=	損害保険金										
保険金額を限度として 次のいずれも適用												
1回の事故の限度額	1個または1組の限度額											
300万円	100万円											

(2) 費用保険金

費用の区分	費用保険金を支払う場合	費用保険金の支払額	費用保険金をお支払いできない主な場合等 (※) 詳細は、普通保険約款 保障条項 第5条の「保険金を支払わない場合」を参照ください。									
① 失火見舞費用保険金	損害保険金の①の事故において、保険の対象または保険の対象を収容する建物内から発生した、火災、破裂・爆発により、第三者の所有物が滅失、損傷または汚損し、これにより見舞金等の費用が被保険者において発生した場合	<p>〈失火見舞費用限度〉の額を限度として、次の算式による額とします。</p> <table border="1" data-bbox="441 794 717 858"> <tr> <td>見舞金等の額</td> <td>=</td> <td>失火見舞費用保険金</td> </tr> </table> <p>〈失火見舞費用限度〉</p> <table border="1" data-bbox="441 916 717 1070"> <tr> <td colspan="2">被災世帯1世帯の限度 40万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1回の事故の限度 次のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td>保険金額の10%</td> </tr> </table>	見舞金等の額	=	失火見舞費用保険金	被災世帯1世帯の限度 40万円		1回の事故の限度 次のいずれか低い額		100万円	保険金額の10%	前記(1)の損害保険金と共通です。
見舞金等の額	=	失火見舞費用保険金										
被災世帯1世帯の限度 40万円												
1回の事故の限度 次のいずれか低い額												
100万円	保険金額の10%											
② 残存物取片づけ費用保険金	損害保険金の①～③のそれぞれの事故によって残存物取片づけ費用が発生した場合	<p>〈残存物取片づけ費用限度〉の額を限度として、次の算式による額とします。</p> <table border="1" data-bbox="441 1182 717 1273"> <tr> <td>残存物取片づけ費用</td> <td>=</td> <td>残存物取片づけ費用保険金</td> </tr> </table> <p>〈残存物取片づけ費用限度〉</p> <table border="1" data-bbox="441 1331 717 1390"> <tr> <td colspan="2">1回の事故につき 保険金額の10%</td> </tr> </table>	残存物取片づけ費用	=	残存物取片づけ費用保険金	1回の事故につき 保険金額の10%						
残存物取片づけ費用	=	残存物取片づけ費用保険金										
1回の事故につき 保険金額の10%												

(3) 地震等見舞金

地震等見舞金を支払う場合	地震等見舞金の支払額	損害保険金をお支払いできない主な場合等																		
<p>次のア. またはイ. により、保険の対象である建物に100万円を超える損害が生じた場合</p> <p>ア. 地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失</p> <p>イ. 地震等を直接または間接の原因とする洪水、融雪洪水等の水災</p>	<p>ア. 保険の対象である建物の損害の程度<sup>(注)</sup>に応じて、保険金額に下表の中欄の支払割合を乗じて算出した金額を見舞金として支払います。ただし、各損害の程度ごとに、右欄の支払限度額を限度とします。</p> <table border="1" data-bbox="378 424 846 616"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>保険金額に対する支払割合</th> <th>支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 損</td> <td>10%</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>半 損</td> <td>5%</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>一部損</td> <td>1%</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. ア. の場合において、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。</p> <p>(注) 損害の程度</p> <table border="1" data-bbox="378 794 846 1238"> <tbody> <tr> <td>全 損</td> <td>建物の70%以上を損壊もしくは焼失または流失した場合はいいます。</td> </tr> <tr> <td>半 損</td> <td>建物の70%未満、20%以上を損壊もしくは焼失または流失した場合はいいます。 (建物の浸水が全床面積の50%以上にわたって地盤面から100cm以上になった場合は半損とします。)</td> </tr> <tr> <td>一部損</td> <td>建物の20%未満を損壊もしくは焼失または流失し、その損害額が100万円を超えた場合はいいます。 (建物の浸水が全床面積の50%以上にわたる場合でも、その浸水が地盤面から100cm未満の場合は一部損となります。)</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	保険金額に対する支払割合	支払限度額	全 損	10%	300万円	半 損	5%	150万円	一部損	1%	30万円	全 損	建物の70%以上を損壊もしくは焼失または流失した場合はいいます。	半 損	建物の70%未満、20%以上を損壊もしくは焼失または流失した場合はいいます。 (建物の浸水が全床面積の50%以上にわたって地盤面から100cm以上になった場合は半損とします。)	一部損	建物の20%未満を損壊もしくは焼失または流失し、その損害額が100万円を超えた場合はいいます。 (建物の浸水が全床面積の50%以上にわたる場合でも、その浸水が地盤面から100cm未満の場合は一部損となります。)	
損害の程度	保険金額に対する支払割合	支払限度額																		
全 損	10%	300万円																		
半 損	5%	150万円																		
一部損	1%	30万円																		
全 損	建物の70%以上を損壊もしくは焼失または流失した場合はいいます。																			
半 損	建物の70%未満、20%以上を損壊もしくは焼失または流失した場合はいいます。 (建物の浸水が全床面積の50%以上にわたって地盤面から100cm以上になった場合は半損とします。)																			
一部損	建物の20%未満を損壊もしくは焼失または流失し、その損害額が100万円を超えた場合はいいます。 (建物の浸水が全床面積の50%以上にわたる場合でも、その浸水が地盤面から100cm未満の場合は一部損となります。)																			

## 2. 約款の構成

普通保険約款は、使用する用語の定義を定めた「第1章 用語の定義条項」、保障内容を定めた「第2章 保障条項」と「第3章 基本条項」により構成されています。

### 普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第2章 保障条項

第3章 基本条項

## Ⅱ. ご契約内容の確認

### 1. 保険金額（ご契約金額）

実際のご契約の保険金額につきましては、申込書、保険証券または保険契約更新証にてご確認ください。

(1) 事故が発生した場合に十分な保障が受けられるよう保険の対象とした建物、動産の保険金額（ご契約金額）は、「再取得価額」<sup>(※)</sup>で過不足なくお決めください。

※「再取得価額」とは、被災した場合、保険の対象である建物または動産と同等なものを再度取得するのに必要な金額です。

(2) 全労済協会では、建物の用途・構造に対応した「契約基準額」を別に定めておりますので、これを参照いただき適正な「再取得価額」でご契約ください。

### 2. ご確認いただきたい事項

(1) 告知事項について

ご契約者には、保険契約の締結に際し、全労済協会が重要な事項として告知を求めた事項（申込書等に★が付された項目をいいます。以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

### 3. 保険期間

- ・保険期間は、1年間、2年間、3年間の3種類です。ただし、ご契約者の事業年度等または他の保険契約と期間を統一する場合には1年未満の短期契約もできます。
- ・保険期間の始期が月の1日でない場合、保険期間の終期は応当日の属する月の末日となります。
- ・実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、申込書、保険証券または



保険契約更新証にてご確認ください。

#### 4. 保険責任の始期および終期

---

保険責任は、保険期間の初日の午前0時（申込書、保険証券または保険契約更新証にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に始まり、末日の午後12時（24時）に終わります。

#### 5. 保険料のお支払いについて

---

##### (1) 保険料

- ・ 保険料は、建物の構造、用途などによって決定されます。
- ・ 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、申込書、保険証券または保険契約更新証にてご確認ください。

##### (2) 保険料の払込方法

保険料は、「口座振替」または全労済協会への「振込」で払い込むことができます。

（注）口座振替により保険料をお支払いいただく場合には、「預金口座振替依頼書」を別途ご提出いただきます。

##### (3) 保険料の払込期日

口座振替の場合は、保険始期月の翌月の原則27日となります。また、その振替日が休業日に該当する場合は翌営業日となります。

振込の場合は、保険始期月の翌月末までとなります。

##### (4) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は保険料払込期日までに払い込みください。払込期日の翌月末までに払い込みがない場合には、事故が発生しても保険金をお支払いできなかつたり、保険契約を解除させていただく場合があります。

（注）口座振替の場合には、保険料が払い込まれなかったことについて契約者に故意および重大な過失がない場合に限り払込期日の翌々月末まで猶予します。

#### 6. クーリングオフ制度

---

##### (1) クーリングオフができない場合

次のご契約は、クーリングオフ（ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回または解除すること）ができませんのでご注意ください。

- ・ 保険期間が1年以下のご契約
- ・ 営業または事業のためのご契約
- ・ 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- ・ 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約（保険金請求権に質権が設定されたご契約等）

・第三者の担保に供されているご契約

(2) クーリングオフができる場合

(1)に該当しない場合、クーリングオフを行うことができます。

(注)すでに保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

- ① お客さまのご契約を申し込まれた日から8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。
- ② クーリングオフをされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に全労済協会あてに必ず郵便にてご通知ください。（《記入例》をご参照ください。）
- ③ クーリングオフをされた場合には、すでにお払い込みになった保険料は、速やかにお客さまにお返しします。

〈あて先〉

〒151- 0053

東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階

全労済協会 共済保険部 クーリングオフ担当 行

《記入例》

下記保険契約をクーリングオフします。

申 込 者 住 所：○○○○○○○

団 体 名：○○○○○○○

代 表 者 氏 名：○○○○○ 印

連絡先電話番号：○○○○○

申 込 日：平成○年○月○日

保 険 種 類：法人火災共済保険

証 券 番 号：○○○○○○○

保 険 期 間：平成○年○月○日～平成○年○月○日

## 7. お客さまに関する情報の取扱いについて

---

(1) お客さまに関する情報の利用目的について

この保険契約のお申込みまたは事故の発生等に際して、お客さまよりご提供いただいた情報について、保険制度の健全な運営とお客さまに対するサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。

- 保険契約の引受、保険金の支払いその他全労済協会の保険契約の履行および付帯サービスの提供

- 保険事故の調査（当事者等の関係先に対する照会等を含みます。）
  - 全労済協会の保険商品・金融商品・各種サービスの案内・提供
- (2) お客さまに関する情報の第三者提供について
- この保険契約のお申込みまたは事故の発生等に際して、お客さまよりご提供いただいた情報について、保険制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律、その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供することがあります。
- 保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払いおよび不適切な保険金の請求等を防止するため、損害保険会社等の間において、保険契約、保険事故、保険金請求または保険金支払い等に関する情報を交換する場合
  - 再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合
  - 保険金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の情報を、当事者等の関係先に提供する場合
  - 質権設定・変更・抹消等の質権にかかわる事務・管理に必要な範囲内の情報を質権者等に提供する場合（本項目は質権が設定されている契約にのみ適用されます。）

## 8. その他ご注意いただきたいこと

---

- (1) 保険契約の無効
- ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的を持って締結した保険契約は無効になります。
- (2) 保険契約の取消し
- ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によって保険契約を締結した場合には、全労済協会のご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。
- (3) 満期返れい金、契約者配当金
- この保険には、満期返れい金、契約者配当金はありません。
- (4) 認可特定保険業者破綻時の取扱い
- 巨大災害等が発生した結果、全労済協会の事業収支が著しく悪化し、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合には、保険期間の途中において、保険料の増額、保険金額の減額、保険金の減額、保険契約の更新中止等を行うことがあります。この場合には、全労済協会は保険契約者に対して書面によりその旨を通知いたします。

### Ⅲ. ご契約後に特にご注意いただきたいこと

#### 1. ご契約締結後における留意事項（通知義務など）

ご契約後に次の事項等が発生した場合や変更をご希望される場合には、全労済協会までご連絡ください。

##### (1) 通知事項

次の項目について遅滞なくご連絡いただけない場合、ご契約を解除させていただく場合や保険金の全部または一部をお支払できないことがありますので、ご注意ください。

- ① 建物の構造または用途を変更した場合
- ② 保険の対象を他の場所に移転した場合
- ③ ご契約締結時に告知いただいた事項に変更が生じた場合（用途、作業、建物の面積の変更など）

##### (2) 保険の対象の譲渡

保険の対象を譲渡する場合には、保険契約は失効となります。

##### (3) ご契約者の住所変更

保険証券または保険契約更新証記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なく全労済協会までご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなりますのでご注意ください。

#### 2. ご通知をいただいた後のご契約の取扱い

ご契約の保険の対象の建物または保険の対象を収容する建物が次の①または②の内容に変更となった場合は、ご契約を解除させていただくこととなりますのであらかじめご了承ください。

- ① 工業上の作業を実施して次のア.～ウ.のいずれかに該当する状態となった場合  
ア. 動力設備50kW以上  
イ. 電力設備100kW以上  
ウ. 作業人員50名以上
- ② 増改築により建物の再調取得価額が全労済協会の引受範囲を超えた場合の超過部分（保険証券または保険契約更新証記載の構造・物件、建物・動産別に以下の額となります。）

## 限度額

## ■一般物件

単位（万円）

構造級（※）	保険の目的	3.3㎡ （坪） 当り限度	1棟当り限度額
A	建物	100	120,000
	動産	50	35,000
	合計		120,000
B 1	建物	80	70,000
	動産	40	30,000
	合計		100,000
B 2	建物	60	30,000
	動産	30	10,000
	合計		40,000
C	建物	60	6,000
	動産	30	1,200
	合計		7,200
D 1	建物	50	3,000
	動産	20	1,000
	合計		4,000

## （※）一般物件の構造区分表

構造級	柱・はり・床	屋根・小屋組	外壁
A	・コンクリート造	・コンクリート造 （屋根・小屋組のコンクリート造には、鉄骨をプレキャストコンクリート版または軽量気泡コンクリート版（ALC含む）等で被覆したものは含まれない。）	・コンクリート造 ・コンクリートブロック造 ・れんが造 ・石造
B 1	・コンクリート造 ・鉄骨を耐火被覆	・不燃材料で造られたもの （小屋組には、最上階のほりを含む）	・不燃材料で造られたもの
B 2	・鉄骨造		・コンクリート造 ・コンクリートブロック造 ・れんが造・石造・土蔵造 ・不燃材料、または準不燃材料で造られたもの ・不燃材料で被覆されたもの
C	・木造物件		・不燃材料、または準不燃材料で造られたもの ・不燃材料で被覆されたもの
	・鉄骨造建物でB 2級に該当しない建物。ただし、鉄骨造建物で以下の場合はD級に該当します。 外壁が木板張、合成樹脂板張、布製、プラスチック板張のもの		
D	上記いずれにも該当しない建物および簡易建物		

## ■住宅物件

単位（万円）

構造級 <sup>(※)</sup>	保険の目的	3.3m <sup>2</sup> (坪) 当り限度	1棟当り限度額
M	建物	100	120,000
	動産	50	35,000
	合計		120,000
T	建物	60	4,200
	動産	30	1,700
	合計		5,900
H	建物	60	3,000
	動産	30	1,200
	合計		4,200

### (※) 住宅物件の構造級別表

構造級	建物構造
M	下記のいずれかの建物に該当する共同住宅 1. コンクリート造建物 2. コンクリートブロック造建物 3. れんが造建物 4. 石造建物 5. 鉄骨造建物 6. 耐火建築建物
T	上記1.～6. に該当する一戸建住宅
H	M構造およびT構造に該当しない建物 (注) M構造およびT構造の確認ができない建物を含む。

## IV. ご契約を解約される場合のお手続き

### 1. 解約と解約返れい金（返還保険料）について

ご契約を解約される場合には、全労済協会にお申し出ください。下記の計算式によって算出した保険料を返還します。

(普通保険約款 第3章 基本条項 第18条)

#### 返還保険料の計算方法

返還する保険料＝保険料－既経過期間に対応する月割係数<sup>(※)</sup>によって計算した保険料

(注) 中途更改（保険契約を解約した日を保険始期日として新たに保険契約を締結する手続きをいいます。）に伴い保険契約を解約するときは、未経過期間に対して月割をもって計算した保険料を返還します。

(※) 月割係数

既経過 期間	1か月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11か月 まで	12か月 まで
短期率 (月割)	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$

## V. 事故が起こった場合のお手続き

### 1. 事故のご通知について

(1) 事故が発生した場合は、次の〈ご連絡いただく事項〉について、遅滞なく全労済協会にご連絡ください。なお、ご連絡がない場合は保険金を削減して支払うことがありますのでご注意ください。

〈ご連絡いただく事項〉

- ① 事故の状況
- ② 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる方がいる場合には、その方の住所および氏名または名称
- ③ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

(2) (1)の通知と同時に、他の保険契約等の有無および内容についてもご連絡ください。

### 2. 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払いについて

保障が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対してすでに支払われた保険金、費用保険金または共済金の有無によって、全労済協会がお支払いする損害保険金・費用保険金の額が異なります。

(1) 法人火災共済保険でお支払いする損害保険金の額

次に定める額とします。ただし、他の保険契約等がないものとして算出したこの保険契約の損害保険金の支払責任額を限度とします。

損害保険金の額	＝	損害保険金の 支払限度額	－	他の保険契約等によってすでに支払われている 保険金または共済金の額
---------	---	-----------------	---	--------------------------------------

(2) 法人火災共済保険でお支払いする費用保険金の額

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
費用保険金の支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、他の保険契約等がないものとして算出したこの保険契約の費用保険金の支払責任額を限度とします。

### 3. 保険金の支払請求時に必要となる書類等

事故のご通知をいただいた場合は、全労済協会から保険金のご請求に関するご案内をいたします。保険金のご請求にあたっては、保険金請求書（全労済協会所定）および全労済協会が求める書類をご提出ください。（詳しくは全労済協会にお問い合わせください。）

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が上記の書類を提出されないとき、または提出された書類に知っている事実を記入されなかったり、事実と相違することを記入されたときは、保険金が削減されますのでご注意ください。

#### (1) 全労済協会所定の保険金請求書

（個人情報の取り扱いに関する同意を含みます。）

#### (2) 全労済協会所定の動産被災申告書（動産が保険の対象の場合）

#### (3) 保険の対象に発生した損害や費用等を証明する書類

##### ① 損害等の発生を示す書類

〔書類例〕

- ・ 公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わるべき書類（被害届出受理番号を記入した書類）
- ・ 事故原因、発生場所、損害状況等の見解書、写真 など

##### ② 損害の額等を示す書類

〔書類例〕

- ・ 修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書
- ・ 損害内容申告書
- ・ 購入時の領収書、保証書、仕様書、お客様控え
- ・ 図面（配置図、建物図面）
- ・ 賃貸借契約書、家賃収入台帳
- ・ 費用の支出を示す書類 など

##### ③ 保険の対象であることを証明する書類

〔書類例〕

- ・ 建物登記簿謄本、登録証明書
- ・ 固定資産課税台帳
- ・ 所有権区分に関する確認書、マンション管理組合理約 など

##### ④ この保険契約に質権が設定されている場合に必要書類

〔書類例〕

- ・ （被保険者にお支払いする場合）質権者発行の保険金請求権放棄書 等

##### ⑤ その他、この会が提出を求める書類



#### 4. 保険金の支払時期

全労済協会は、保険金の請求完了日の翌日以降30日以内に、必要な事項の確認をした後、保険金をお支払いします。ただし、詳しい事故の原因・発生状況、事故と損害・傷害との関係、保険契約の有効性等の確認のために、警察、検察などの公的機関または医療機関などに特別な照会または調査が必要なケースでは、30日を超過する場合があります。その際は、30日を超過する旨などをお客さまにご通知します。

(普通保険約款 第3章 基本条項 第36条)

#### 5. 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

(普通保険約款 第3章 基本条項 第38条)

#### 6. 異議申し立て

保険金の支払いに対して、不服のある保険契約者、被保険者および保険金受取人は、全労済協会の審査委員会に対して異議の申し立てをすることができます。異議の申し立てを行う場合は、全労済協会の保険金支払の決定を知った日から60日以内に、書面にて行ってください。

### VI. 保険金支払い後の保険金額

損害保険金のお支払い額が1回の事故で保険金額（ご契約金額）の80%を超えたときは、ご契約は保険金支払の原因となった損害発生時に終了します。なお、損害保険金のお支払い額が1回の事故につき保険金額（ご契約金額）の80%を超えないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても保険金額（ご契約金額）は減額されずご契約は満期日まで有効です。

法人火災共濟保險  
普通保險約款

法人火災共済保険  
普通保険約款 目次

第1章 用語の定義条項	B-4
第1条 用語の定義	B-4
第2章 保障条項	B-6
第1条 保険の対象の範囲	B-6
第2条 損害保険金を支払う場合	B-7
第3条 費用保険金を支払う場合	B-9
第4条 地震等見舞金を支払う場合	B-10
第5条 保険金を支払わない場合	B-11
第6条 他の保険契約がある場合の保険金の支払額	B-12
第7条 残存物および盗難品の帰属	B-12
第3章 基本条項	B-13
第1条 保険責任の始期および終期	B-13
第2条 保険料の払込時期	B-13
第3条 保険料の払込み一口座振替	B-13
第4条 保険料払込み前の事故の取扱い	B-13
第5条 保険料不払の場合の免責	B-13
第6条 保険契約の更新	B-14
第7条 更新の中止・更新時における保険料・保険金額の変更	B-14
第8条 更新された保険契約に適用される保険料率等	B-14
第9条 更新された保険契約の告知義務	B-14
第10条 告知義務	B-14
第11条 通知義務	B-15
第12条 保険契約者の住所変更	B-15
第13条 保険の対象の譲渡	B-15
第14条 保険契約の無効	B-15
第15条 保険契約の失効	B-16
第16条 保険契約の取消し	B-16
第17条 保険金額の調整	B-16
第18条 保険契約者による保険契約の解除	B-16
第19条 保険料不払の場合の解除	B-16
第20条 重大事由による解除	B-16
第21条 保険契約解除の効力	B-16
第22条 保険契約の内容の変更	B-16

第23条	保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合	B-17
第24条	追加保険料の払込み	B-17
第25条	追加保険料の払込み一口座振替	B-17
第26条	追加保険料払込み前の事故の取扱い	B-18
第27条	解除一追加保険料不払の場合	B-18
第28条	保険料の返還一無効の場合	B-18
第29条	保険料の返還一取消しの場合	B-18
第30条	保険料の返還一保険金額の調整の場合	B-18
第31条	保険料の返還一失効、解除の場合	B-18
第32条	保険料の返還一損害保険金を支払った場合	B-19
第33条	事故発生時の義務	B-19
第34条	事故発生時の義務違反	B-20
第35条	保険金の請求	B-20
第36条	保険金の支払時期	B-20
第37条	保険金の削減払	B-21
第38条	保険金請求権の時効	B-21
第39条	代位	B-21
第40条	保険金支払後の保険契約	B-22
第41条	訴訟の提起	B-22
第42条	準拠法	B-22

# 普通保険約款

## 第1章 用語の定義条項

### 第1条（用語の定義）

この普通保険約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語	定義
屋外設備・装置	タンク、サイロ、井戸、物干または外灯設備等で建物に直接付属しないものをいいます。
火災	人の意図に反してまたは放火により発生し、もしくは人の意図に反して拡大する消火の必要のある熱焼現象であって、これを消火するためには、消火施設またはこれと同程度の効果があるものの利用を必要とする状態をいいます。
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機 <sup>(注)</sup> 、ジャイロプレーンをいいます。 (注) モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによってこの会が告知を求めたものをいいます。 <sup>(注)</sup> (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
再取得価額	損害が生じた地および時において、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再取得するのに要する額をいいます。
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいいます。ただし、他の保険契約等が共済契約である場合は、その共済契約の支払責任額は他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき共済金の額をいいます。

車両	自動車、原動機付自転車、軽車両 <sup>(注)</sup> 、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。 (注) 軽車両とは、自転車および荷車その他人もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そりおよび牛馬を含みます。）をいいます。ただし、小児用自転車以外の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車いすを除きます。																										
修理費	損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故の発生の直前の状態 <sup>(注)</sup> に復旧するために必要な修理費をいいます。 (注) 構造、質、用途、規模、型、能力等において事故の発生の直前と同一の状態をいいます。																										
損害の額	損害 <sup>(注1)</sup> が生じた保険の対象の修理費 <sup>(注2)</sup> の額をいい、修理にともなって生じた残存物がある場合は、その残存物の時価額 <sup>(注3)</sup> を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害の額は、保険の対象の再取得価額とします。 (注1) 消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。 (注2) 復旧しない場合の修理費は、修理を行えば要すると認められる費用をいいます。 (注3) 時価額とは、保険の対象の再取得価額から使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。																										
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。																										
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の保険の対象について締結された第2章保障条項第2条（損害保険金を支払う場合）の損害または同章第3条（費用保険金を支払う場合）の費用を保障する他の保険契約または共済契約をいいます。																										
団体の構成員	被保険者である団体の理事、取締役または団体の業務に従事する者をいいます。																										
追加保険料払込期日	変更手続承認書記載の追加保険料払込期日をいいます。																										
月割係数	下記の期間に対応する係数をいいます。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>期 間</td> <td>1 か 月 ま で</td> <td>2 か 月 ま で</td> <td>3 か 月 ま で</td> <td>4 か 月 ま で</td> <td>5 か 月 ま で</td> <td>6 か 月 ま で</td> <td>7 か 月 ま で</td> <td>8 か 月 ま で</td> <td>9 か 月 ま で</td> <td>10 か 月 ま で</td> <td>11 か 月 ま で</td> <td>12 か 月 ま で</td> </tr> <tr> <td>係 数</td> <td><math>\frac{1}{12}</math></td> <td><math>\frac{2}{12}</math></td> <td><math>\frac{3}{12}</math></td> <td><math>\frac{4}{12}</math></td> <td><math>\frac{5}{12}</math></td> <td><math>\frac{6}{12}</math></td> <td><math>\frac{7}{12}</math></td> <td><math>\frac{8}{12}</math></td> <td><math>\frac{9}{12}</math></td> <td><math>\frac{10}{12}</math></td> <td><math>\frac{11}{12}</math></td> <td><math>\frac{12}{12}</math></td> </tr> </table> <p>(注) 1か月に満たない端日数がある場合は、切り上げて1か月とします。</p>	期 間	1 か 月 ま で	2 か 月 ま で	3 か 月 ま で	4 か 月 ま で	5 か 月 ま で	6 か 月 ま で	7 か 月 ま で	8 か 月 ま で	9 か 月 ま で	10 か 月 ま で	11 か 月 ま で	12 か 月 ま で	係 数	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$
期 間	1 か 月 ま で	2 か 月 ま で	3 か 月 ま で	4 か 月 ま で	5 か 月 ま で	6 か 月 ま で	7 か 月 ま で	8 か 月 ま で	9 か 月 ま で	10 か 月 ま で	11 か 月 ま で	12 か 月 ま で															
係 数	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$															
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。																										
払込期日	保険証券または保険契約更新証記載の払込期日をいいます。																										
破裂・爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。凍結による水道管、水管またはこれらに類するものの破裂を含み、当該機器のみの損害を除きます。																										

被災世帯	第2章保障条項第3条（費用保険金を支払う場合）②の損害が生じた世帯または法人をいいます。
被保険者	保険証券または保険契約更新証記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券または保険契約更新証記載の保険期間をいいます。
保険金	損害保険金、臨時費用保険金、失火見舞費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、地震等見舞金をいいます。
未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。
落雷	空中に発生した超高電圧の電気が地上に地絡する現象（雷雲と地上物の間に生ずる放電作用）をいいます。

## 第2章 保障条項

### 第1条（保険の対象の範囲）

この保険契約における保険の対象は、〈保険の対象一覧表〉に記載があるものとします。  
 〈保険の対象一覧表〉

保険の対象	①	②
	建物 (注1)(注2)	動産 (注3)
保険の対象に含まれるもの	<p>保険の対象となる建物とは、被保険者が所有し、日本国内に所在する保険証券または保険契約更新証記載の建物をいい、次のア.～エ.までの物のうち、被保険者の所有するものは、建物に含まれます。</p> <p>ア. 畳、建具その他これらに類する物</p> <p>イ. 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの。</p> <p>ウ. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの</p> <p>エ. 建物に付属する物置、車庫その他の付属建物</p>	<p>ア. 保険の対象となる動産とは、日本国内に所在する保険証券または保険契約更新証記載の建物に収容されている被保険者が所有する動産をいいます。</p> <p>イ. 建物と動産の所有者が異なる場合において、①（建物）のア.～ウ.までの物で被保険者の所有するものは、動産に含まれます。</p>

保険の対象	①	②
	建物 (注1) (注2)	動産 (注3)
保険の対象に含まれないもの	<p>次のア.～エ.の物は、建物に含まれません。</p> <p>ア. 建物の基礎工事部分</p> <p>イ. 建物に付属しない屋外設備、装置</p> <p>ウ. 門、塀、垣その他の工作物</p> <p>エ. リース物件</p>	<p>ア. 次の(ア)～(ク)までの物は、動産に含まれません。</p> <p>(ア) 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物</p> <p>(イ) 貴金属、宝石、宝玉および貴重品ならびに書画、彫刻物その他の美術品</p> <p>(ウ) 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、証書、帳簿その他これらに類する物</p> <p>(エ) 自動車、原動機付自転車</p> <p>(オ) 商品その他これらに類する物</p> <p>(カ) 家畜、家きんその他これらに類する物</p> <p>(キ) 盆栽、庭木、草花その他これらに類する物</p> <p>(ク) リース物件</p> <p>イ. 盗難（盗難による盗取、損傷または汚損を含む）の場合は、次の(ア)～(エ)までの物も動産に含まれません。</p> <p>(ア) 携帯用OA機器（ノート型パソコン、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、ワープロ、小型プリンター等）</p> <p>(イ) ソフトウェアおよびデータ類（アプリケーション、プログラム、市販ソフトウェア、マスターテープ、マスターデータ等）</p> <p>(ウ) 移動式通信機器（PHSを含みます。）等の携帯式通信機器</p> <p>(エ) 自転車</p>

(注1) 建物（区分所有建物の取扱い）

区分所有の建物の場合においては専有部分とし、共用部分は含みません。

(注2) 建物（建築中の建物、空家の取り扱い）

建築中の建物または空家について、被保険者が所有しているものは保険の対象となります。

(注3) 動産（付属建物の動産）

物置、車庫その他の付属建物に収容される被保険者の所有する動産は、保障の対象に含まれます。

第2条（損害保険金を支払う場合）

(1) この会は、〈保障内容一覧表〉に記載がある損害保険金について、〈保障内容一覧表〉ならびに(2)の〈損害保険金支払額一覧表〉およびこの普通保険約款に従い支払います。



〈保障内容一覧表〉

事故の区分	損害保険金を支払う場合
① 火災等	下記のア.～エ.のいずれかに該当する事故によって、保険の対象が損害を受けた場合 ア. 火災 イ. 落雷 ウ. 破裂・爆発 エ. 航空機の墜落・航空機からの物体の落下
② 風災等	下記のア.～ウ.のいずれかに該当する事故によって、保険の対象が損害 <sup>(注1)</sup> を受け、5,000円（1個または1組ごと）を超える損害を受けた場合 <sup>(注2)</sup> ア. 風災（台風、旋風、突風、暴風、暴風雨等をいいます。） イ. 雹災 <sup>ひょうさい</sup> ウ. 雪災（降雪、豪雪、雪崩等をいいます。） <sup>(注3)</sup>
③ 水災	下記の水災により、保険の対象または保険の対象を収容する建物が浸水 <sup>(注4)</sup> し、5,000円（1個または1組ごと）を超える損害を受けた場合 水災とは 台風、暴風雨、豪雨、なが雨等による洪水、融雪洪水、高潮、高波、土砂崩れ等の自然災害をいいます。
④ 車両の飛び込み	建物外部からの車両の飛び込み、またはその積載物の衝突もしくは接触により保険の対象が損害を受けた場合
⑤ 盗難	盗難により、保険の対象が盗取、損傷または汚損され、5,000円（1個または1組ごと）を超える損害を受けた場合

（注1）建物内部の雨、雪、雹<sup>ひょう</sup>または砂塵<sup>じん</sup>の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部がア.～ウ.によって直接破損したために生じた場合に限りま。

（注2）この場合における損害額の認定は、建物一棟ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行います。

（注3）雪災には、融雪洪水は含まれません。

（注4）「浸水」とは、

- ・ 床上浸水 建物の床面<sup>(\*)</sup>を超える浸水
- ・ 地盤面より45cm以上の浸水

のいずれかの状態で、そのため日常の業務、生活を営むことができない場合をいい、建物の床面に土砂等が流入した場合を含みます。

（\*）板張、Pタイル、畳敷等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(2) (1)に規定する損害保険金は、〈損害保険金支払額一覧表〉およびこの普通保険約款にもとづき支払います。この会が保険金を支払うべき損害の額および保険の対象の価額は、再取得価額によるものとします。

〈損害保険金支払額一覧表〉

事故の区分	損害保険金の支払額						
<p>① 火災等</p>	<p>保険金額を限度として、ア. またはイ. により算出した額を支払います。 ア. 保険金額が保険の対象の価額の70%に相当する額以上の場合は、次の額とします。  <math display="block">\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{損害保険金}}</math>                     イ. ア. 以外の場合は、次の算式により算出した額とします。  <math display="block">\boxed{\text{損害の額}} \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{保険の対象の価額}} \times 70\%} = \boxed{\text{損害保険金}}</math> </p> <hr/> <p>② 風災等</p> <p>〈風災等限度〉の額を限度として、①ア. またはイ. により算出した額を支払います。 〈風災等限度〉  <table border="1" data-bbox="232 576 594 655"> <tr> <td colspan="2">次のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>1,000万円</td> <td>保険金額の20%</td> </tr> </table> </p>	次のいずれか低い額		1,000万円	保険金額の20%		
次のいずれか低い額							
1,000万円	保険金額の20%						
<p>③ 水災</p>	<p>〈水災限度〉の額を限度として、損害の額を支払います。  <math display="block">\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{損害保険金}}</math>                     〈水災限度〉  <table border="1" data-bbox="232 786 594 866"> <tr> <td colspan="2">次のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td>保険金額の10%</td> </tr> </table> </p>	次のいずれか低い額		100万円	保険金額の10%		
次のいずれか低い額							
100万円	保険金額の10%						
<p>④ 車両の 飛び込み</p>	<p>〈車両の飛び込み限度〉の額を限度として、損害の額を支払います。  <math display="block">\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{損害保険金}}</math>                     〈車両の飛び込み限度〉  <table border="1" data-bbox="232 997 594 1077"> <tr> <td colspan="2">次のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td>保険金額の10%</td> </tr> </table> </p>	次のいずれか低い額		100万円	保険金額の10%		
次のいずれか低い額							
100万円	保険金額の10%						
<p>⑤ 盗難</p>	<p>〈盗難限度〉の額を限度として、損害の額を支払います。  <math display="block">\boxed{\text{損害の額}} = \boxed{\text{損害保険金}}</math>                     〈盗難限度〉  <table border="1" data-bbox="232 1198 745 1313"> <tr> <td colspan="2">保険金額を限度として次のいずれも適用</td> </tr> <tr> <td>1回の事故の限度額</td> <td>1個または1組の限度額</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>100万円</td> </tr> </table> </p>	保険金額を限度として次のいずれも適用		1回の事故の限度額	1個または1組の限度額	300万円	100万円
保険金額を限度として次のいずれも適用							
1回の事故の限度額	1個または1組の限度額						
300万円	100万円						

第3条（費用保険金を支払う場合）

この会は、〈保障内容・費用保険金一覧表〉に記載がある費用保険金について、〈保障内容・費用保険金一覧表〉およびこの普通保険約款に従い支払います。①・②の費用保険金が他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、それぞれの費用保険金を支払います。

〈保障内容・費用保険金一覧表〉

費用の区分	費用保険金を支払う場合	費用保険金の支払額						
① 失火見舞費用保険金	前条(1)①の事故において、保険の対象または保険の対象を收容する建物内から発生した、火災、破裂・爆発 <sup>(注1)</sup> により、第三者 <sup>(注2)</sup> の所有物 <sup>(注3)</sup> が滅失、損傷または汚損 <sup>(注4)</sup> し、これにより見舞金等の費用が被保険者において発生した場合	<p>〈失火見舞費用限度〉の額を限度として、次の算式による額とします。</p> $\text{見舞金等の額} = \text{失火見舞費用保険金}$ <p>〈失火見舞費用限度〉</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">被災世帯 1 世帯の限度 40万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 回の事故の限度 次のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td>保険金額の10%</td> </tr> </table>	被災世帯 1 世帯の限度 40万円		1 回の事故の限度 次のいずれか低い額		100万円	保険金額の10%
被災世帯 1 世帯の限度 40万円								
1 回の事故の限度 次のいずれか低い額								
100万円	保険金額の10%							
② 残存物取片づけ費用保険金	前条(1)の損害保険金①～③のそれぞれの事故によって残存物取片づけ費用が発生した場合	<p>〈残存物取片づけ費用限度〉の額を限度として、次の算式による額とします。</p> $\text{残存物取片づけ費用} = \text{残存物取片づけ費用保険金}$ <p>〈残存物取片づけ費用限度〉</p> <table border="1"> <tr> <td>1 回の事故につき保険金額の10%</td> </tr> </table>	1 回の事故につき保険金額の10%					
1 回の事故につき保険金額の10%								

(注1) 第三者の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(区分所有建物の共用部分を含みます。)から発生した火災、破裂・爆発による場合を除きます。

(注2) 保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。

(注3) 動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する敷地内にあるものに限ります。

(注4) 煙損害又は臭気付着の損害を除きます。

第4条(地震等見舞金を支払う場合)

この会は、保険の対象が建物である場合において、下表およびこの普通保険約款に従い地震等見舞金を支払います。

地震等見舞金を支払う場合	地震等見舞金の支払額												
<p>次のア. またはイ. により、保険の対象である建物が100万円を超える損害が生じた場合</p> <p>ア. 地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失<sup>(注1)</sup></p> <p>イ. 地震等を直接または間接の原因とする洪水、融雪洪水等の水災<sup>(注2)</sup></p>	<p>ア. 保険の対象である建物の損害の程度<sup>(注3)</sup>に応じて、保険金額に下表の中欄の支払割合を乗じて算出した金額を見舞金として支払います。ただし、各損害の程度ごとに、右欄の支払限度額を限度とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>保険金額に対する支払割合</th> <th>支払限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全 損</td> <td>10%</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>半 損</td> <td>5%</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>一部損</td> <td>1%</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. ア. の場合において、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。</p>	損害の程度	保険金額に対する支払割合	支払限度額	全 損	10%	300万円	半 損	5%	150万円	一部損	1%	30万円
損害の程度	保険金額に対する支払割合	支払限度額											
全 損	10%	300万円											
半 損	5%	150万円											
一部損	1%	30万円											

(注1) 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が使用不能<sup>(\*)</sup>に至った場合は、これを地震等を直接または

間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなします。  
 (\* ) 一時的な使用不能は除きます。

(注2) 損害の状況の認定は、保険の対象となる建物ごとに、それぞれ行い、物置、車庫その他の付属建物が保険の対象に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

(注3) 損害の程度

全 損	建物の70%以上を損壊もしくは焼失または流失した場合をいいます。
半 損	建物の70%未満、20%以上を損壊もしくは焼失または流失した場合をいいます。 (建物の浸水 <sup>(*)</sup> が全床面積の50%以上にわたって地盤面から100cm以上になった場合は半損とします。)
一部損	建物の20%未満を損壊もしくは焼失または流失し、その損害額が100万円を超えた場合をいいます。 (建物の浸水が全床面積の50%以上にわたる場合でも、その浸水が地盤面から100cm未満の場合は一部損となります。)

(\* ) 「浸水」とは、建物床面に浸水し、そのため日常の業務、生活を営むことができない場合をいい、地盤面以上に土砂等が流入した場合を含みます。

第5条 (保険金を支払わない場合)

(1) この会は、次の①～⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者が所有<sup>(注)</sup>し、被保険者である団体の構成員が運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- ③ 保険の対象である動産の置き忘れまたは紛失
- ④ 保険の対象である動産が屋外にある間に生じた盗難
- ⑤ 運送業者または寄託の引受けをする業者に託されている間に保険の対象について生じた事故
- ⑥ 第2条 (損害保険金を支払う場合) (1)①～③の事故の際における保険の対象の盗難

(注) 所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

(2) この会は、次の①～③までのいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用<sup>(注1)</sup>に対しては、保険金を支払いません。ただし、次の②に該当する場合であっても第4条 (地震等見舞金を支払う場合) の地震等見舞金についてはこの普通保険約款に従い支払います。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質<sup>(注2)</sup>もしくは核燃料物質によって汚染された物<sup>(注3)</sup>の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) ①～③までの事由によって発生した第2条 (損害保険金を支払う場合) に掲げる事故が延焼または拡大して生じた損害または費用、および発生原因がいかなる場合でも同条に掲げる事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害または費用を含みます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

(3) この会は、(1)・(2)の規定のほか、次の①～⑤までのいずれかに該当する損害に対しては、第2条 (損害保険金を支払う場合) の事故による場合を除き、保険金を支払いません。

- ① 電氣的事故による炭化または溶融の損害

- ② 発酵または自然発熱の損害
- ③ 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
- ④ 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- ⑤ 燃焼機器、暖房機器、電器機器等の過熱等によって生じた当該機器のみの損害

第6条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

(1) 第2条（損害保険金を支払う場合）の損害に対して損害保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれ他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、この会は、次の①または②により損害保険金を支払います。

- ① 他の保険契約から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額を支払います。
- ② 他の保険契約から保険金または共済金が支払われた場合  
損害の額から、他の保険契約から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) 第3条（費用保険金を支払う場合）①・②の費用に対して費用保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、費用保険金の種類ごとに〈費用保険金の支払限度額表〉に掲げる支払い限度額を超えるときは、この会は、次の①または②に定める額を費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額を支払います。
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

〈費用保険金の支払限度額表〉

	保険金の種類	支払限度額
ア	第3条①の失火見舞費用保険金	失火見舞費用の額
イ	第3条②の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

(3) (2)の場合において、第3条（費用保険金を支払う場合）①・②の費用につき支払責任額を算出するにあたっては、第2条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金の額は、(1)の規定を適用して算出した額とします。

(4) 第4条（地震等見舞金を支払う場合）の地震等見舞金に対して地震等見舞金と同等の支払うべき他の保険契約等がある場合においても、この保険契約の支払責任額を支払います。

第7条（残存物および盗難品の帰属）

- (1) この会が第2条（損害保険金を支払う場合）の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権はこの会に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、この会が第2条（損害保険金を支払う場合）⑤の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 保険の対象が盗取された場合に、この会が第2条（損害保険金を支払う場合）⑤の損害保険金を支払ったときは、この会は損害保険金の再取得価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、既に受け取った損害保険金に相当する額<sup>(注)</sup>をこの会に払い戻して、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(注) 既に受け取った損害保険金に相当する額

回収に要した費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

### 第3章 基本条項

#### 第1条（保険責任の始期および終期）

(1) この会の保険責任は、保険期間の初日の午前0時<sup>(注)</sup>に始まり、末日の午後12時（24時）に終わります。

(注) 保険証券または保険契約更新証にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) この会は、必要事項が記載されたこの会所定の保険契約申込書を受領した時までには生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。

#### 第2条（保険料の払込時期）

保険契約者は、この保険契約に対する保険料を払込期日までに払い込まなければなりません。

#### 第3条（保険料の払込み—口座振替）

(1) 保険契約者が口座振替により保険料を払い込む場合には、保険契約締結の際に、この会と保険契約者との間にあらかじめ保険料を口座振替の方法により払い込むことについての合意があり、かつ、次の①・②に定める条件をいずれも満たしていなければなりません。

① 指定口座<sup>(注1)</sup>が提携金融機関<sup>(注2)</sup>に、保険期間の初日までに設定されていること。

② この保険契約の締結およびこの会への保険料口座振替依頼書の提出が保険期間の初日までになされていること。

(2) 保険料の払込みは払込期日に、指定口座からこの会の口座に振り替えることによって行うものとします。

(3) 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、この会は払込期日に払込みがあったものとみなします。

(4) 保険契約者は払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

(5) 保険契約者が払込期日までに保険料の払込みを怠り、その払込みを怠った理由が提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合は、払込期日の属する月の翌月の応当日を払込期日とみなして(1)~(4)の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

(6) 保険契約者が口座振替により保険料を払い込む場合において、保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者が故意および重大な過失がなかったとこの会が認めるときは、この会は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えて次条、第5条（保険料不払の場合の免責）および第19条（保険料不払の場合の解除）の規定を適用します。

(注1) 保険契約者が指定する口座をいいます。

(注2) この会と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関をいいます。

#### 第4条（保険料払込み前の事故の取扱い）

(1) 払込期日に保険料の払込みがない場合には、保険契約者は払込期日の属する月の翌月末までにこの会に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が事故の発生の日以前に到来した払込期日に保険料の払込みを怠っていた場合において、払込期日の属する月の翌月末までにこの会に保険金の支払請求が行われるときは、この会は、保険契約者が保険料の全額を払い込んだときに限り、その事故による損害または費用に対する保険金を支払います。

(3) 事故の発生の日が払込期日以前であり、保険契約者が保険料を払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、この会が承認したときは、この会は、保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害または費用に対して保険金を支払います。

(4) (3)の確約に反して保険契約者が払込期日に保険料の払込みを怠り、かつ、払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込みを怠った場合は、この会は、既に支払った保険金の返還を請求することができます。

#### 第5条（保険料不払の場合の免責）

この会は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、保険料の払込みを怠った

場合は、保険期間の初日以後に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。  
第6条（保険契約の更新）

- (1) この保険契約の保険期間が満了する日の属する月の前月末日までに、この会または保険契約者のいずれか一方から別段の意思表示がない場合は、この保険契約は、保険期間が満了する日の内容と同一の内容<sup>(注)</sup>で保険期間の満了する日の翌日に更新されるものとします。
- (2) (1)の規定によりこの保険契約が更新された場合は、この会は、保険契約更新証を保険契約者に対して交付します。
- (3) (1)の規定にかかわらず、契約内容を変更したい場合は、その変更内容を保険契約者が保険契約申込書に記載し、この会へ提出し、この会がその内容を承認した場合は契約内容を変更することができます。

(注) 同一の内容とは、この保険契約と保険契約者、被保険者、保険の対象または保険金額を同じ内容とするものをいいます。

#### 第7条（更新の中止・更新時における保険料・保険金額の変更）

- (1) この会は、巨大災害等が発生した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は前条(1)の規定にかかわらず、この保険契約を更新しない、または更新された保険契約の保険料の増額もしくは保険金額の減額をすることがあります。
- (2) (1)の保険契約を更新しない場合、または更新された保険契約の保険料の増額もしくは保険金額の減額を行う場合は、この会は保険契約者に対してこの保険契約の保険期間が満了する日の2ヶ月前までにその旨を書面により通知するものとします。

#### 第8条（更新された保険契約に適用される保険料率等）

- (1) この保険契約に適用した約款、保険料率等を改定した場合は、この会は、第6条（保険契約の更新）により、更新された保険契約について、更新された保険契約の保険期間の初日における約款、保険料率等を適用するものとします。
- (2) (1)の場合は、この会は、この保険契約の保険期間が満了する日が属する月の前月10日までに保険契約者に対して、約款、保険料率等の改定内容を書面により通知します。

#### 第9条（更新された保険契約の告知義務）

- (1) 第6条（保険契約の更新）の規定によりこの保険契約を更新する場合において、次の①・②のいずれかに該当するときは、保険契約者または被保険者は、その旨をこの会に告げなければなりません。
  - ① 保険契約申込書に記載した事項または保険証券もしくは保険契約更新証に記載された事項のうち、次条に該当する事項に変更があったとき。
  - ② 第11条（通知義務）、第12条（保険契約者の住所変更）、および第13条（保険の対象の譲渡）の規定によりこの会に通知すべき事項が生じたとき。
- (2) (1)の告知については、更新された保険契約の普通保険約款の告知事項に関する規定を適用します。

#### 第10条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、この会に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、この会は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合は適用しません。
  - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
  - ② この会が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合<sup>(注1)</sup>
  - ③ 保険契約者または被保険者が、この会が保険金を支払うべき損害または費用が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を申し出て、この会がこれを承認した場合<sup>(注2)</sup>
  - ④ この会が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注1) この会のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (注2) この会が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際にこの会に告げられていたとしても、この会が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとして、
- (4) (2)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、この会は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、この会は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または費用については適用しません。

#### 第11条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次の①～③のいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨をこの会に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、この会への通知は必要ありません。
- ① 保険の対象である建物または保険の対象を收容する建物の構造または用途<sup>(注1)</sup>もしくは建物内で行われる作業を変更（作業を開始したときおよび作業を行わなくなったときを含みます。）したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転すること。
- ③ ①・②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実<sup>(注2)</sup>が発生したこと。
- (注1) 増築、改築または空家とする場合を含みます。
- (注2) 告知事項のうち、保険契約締結の際にこの会が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、この会は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、この会が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害または費用に対しては、この会は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、この会はその返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または費用については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲<sup>(注)</sup>を超えることとなった場合は、この会は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際にこの会が交付する書面等において定めたものをいいます。

- (7) (6)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害または費用に対しては、この会は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、この会は、その返還を請求することができます。

#### 第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券または保険契約更新証記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨をこの会に通知しなければなりません。

#### 第13条（保険の対象の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者が保険の対象を譲渡する場合は、保険契約者または被保険者は遅滞なく書面をもってその旨をこの会に通知しなければなりません。
- (2) この会は、保険契約者が保険の対象を譲渡する場合は、第15条（保険契約の失効）の規定を適用します。

#### 第14条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的を



もって締結した保険契約は無効とします。

#### 第15条（保険契約の失効）

(1) 保険契約締結の後、次の①・②のいずれかに該当する場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

- ① 保険の対象の全部が滅失した場合（注）
- ② 保険の対象である建物を譲渡した場合

（注）第40条（保険金支払後の保険契約）(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

(2) 保険証券または保険契約更新証記載の保険の対象が複数あり、保険の対象それぞれに保険金額を定めている場合は、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

#### 第16条（保険契約の取消し）

(1) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によってこの会が保険契約を締結した場合は、この会は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

(2) この保険契約の保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、(1)の規定によりこの保険契約を取り消すときは、この会は、その旨を質権者または譲渡担保権者へ通知するものとします。

#### 第17条（保険金額の調整）

(1) 保険契約締結の後、保険金額が再取得価額を超えていたことにつき、保険契約者が善意でかつ重大な過失がなかった場合は、保険契約者は、この会に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 保険契約締結の後、保険の対象である建物または動産の再取得価額が著しく減少した場合は、保険契約者はこの会に対する通知をもって、将来に向かって、その保険金額について、減少後の再取得価額に至るまでの減額を請求することができます。

#### 第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、この会に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

#### 第19条（保険料不払の場合の解除）

(1) この会は、払込期日の属する月の翌月末を経過後も保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) 第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の解除は保険期間の初日からその効力を生じます。

(3) (1)の規定により解除された場合において、第4条（保険料払込み前の事故の取扱い）(3)の規定により既に支払った保険金があるときは、この会は、その返還を請求することができます。

#### 第20条（重大事由による解除）

(1) この会は、次の①～③のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、この会にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ ①・②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①・②の事由がある場合と同程度にこの会のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が損害または費用の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)の①～③の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または費用に対しては、この会は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、この会は、その返還を請求することができます。

#### 第21条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条（保険契約の内容の変更）

- (1) この会は、巨大災害等が発生した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、この会の定めるところにより、保険期間の中途において保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) (1)の保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、保険契約者に対して書面によりその旨を通知するものとします。
- (3) この会は、(2)の通知を行う前に生じた事故による保険金については(1)の保険金額の減額を行いません。

第23条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、この会は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるときは、この会は下表により計算した保険料を返還または請求します。

変更前の保険料と変更後の保険料との差	×	危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間に対する月割係数 <sup>(注)</sup>	=	返還または請求する保険料
--------------------	---	---	---	--------------

(注) 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の月割係数をいいます。1か月に満たない端日数がある場合は、切り上げて1か月とします。

- (3) (1)・(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更をこの会に通知し、承認の請求を行い、この会がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、この会は下表により計算した保険料を返還または請求します。

変更前の保険料と変更後の保険料との差	×	保険契約の条件を変更した時以降の期間に対する月割係数 <sup>(注)</sup>	=	返還または請求する保険料
--------------------	---	---	---	--------------

(注) 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の月割係数をいいます。1か月に満たない端日数がある場合は、切り上げて1か月とします。

第24条（追加保険料の払込み）

- (1) 前条の規定により、この会が追加保険料を請求する場合は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者は、次の①・②に定める期日までに、追加保険料を払い込まなければなりません。
- ① 前条(1)・(2)の規定により、この会が請求する追加保険料である場合は、その請求の日の属する月の翌月の追加保険料払込期日
- ② 前条(3)の規定により、この会が請求する追加保険料である場合は、保険契約条件の変更日の属する月の翌月の追加保険料払込期日
- (3) 前条(3)に定める通知を行った場合には、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、この会が認めるときを除いて、保険契約者はこれを撤回することはできません。

第25条（追加保険料の払込み—口座振替）

- (1) 保険契約者が口座振替により追加保険料を払い込む場合には、保険料の払込方式が口座振替であるときに限ります。
- (2) 追加保険料の払込みは追加保険料払込期日に、指定口座からこの会の口座に振り替えることにより行うものとします。
- (3) 追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、この会は追加保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (4) 保険契約者は、追加保険料払込期日の前日までに追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (5) 保険契約者が追加保険料払込期日に追加保険料の払込みを怠り、その払込みを怠った理由が提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合は、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして(1)～(4)の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

(6) 保険契約者が口座振替により追加保険料を払い込む場合において、追加保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意および重大な過失がなかったとこの会が認めたときは、この会は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えて次条および第27条（解除—追加保険料不払の場合）の規定を適用します。

第26条（追加保険料払込み前の事故の取扱い）

(1) 追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにこの会に払い込まなければなりません。

(2) 保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末を経過した後も追加保険料の払込みを怠った場合は、次の①・②の定めるところによります。

① 次条(1)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、この会は、保険金を支払いません<sup>(注)</sup>。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または費用については除きます。

② 払込みを怠った追加保険料が第23条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により請求したものである場合は、この会は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または費用に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(3) 保険契約者が事故の発生の日以前に到来した追加保険料払込期日に追加保険料の払込みを怠っていた場合において、追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにこの会に保険金の支払請求が行われるときは、この会は、保険契約者が追加保険料の全額を払い込んだときに限り、その事故による損害または費用に対する保険金を支払います。

第27条（解除—追加保険料不払の場合）

(1) 第23条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)・(2)の規定により追加保険料を請求した場合において、追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに追加保険料の払込みがないときは、この会は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) (1)の規定により、この会が保険契約を解除した場合において、既に領収した保険料は、未経過期間に対応する月割係数<sup>(注)</sup>を乗じた額を返還します。

(注) 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の月割係数をいいます。1か月に満たない端日数がある場合は、切り上げて1か月とします。

第28条（保険料の返還—無効の場合）

第14条（保険契約の無効）の規定により、この保険契約が無効となる場合は、この会は、保険料を返還しません。

第29条（保険料の返還—取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により、この会がこの保険契約を取り消した場合は、この会は、保険料を返還しません。

第30条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

第17条（保険金額の調整）(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合は、この会は、保険契約締結時に遡り、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

第31条（保険料の返還—失効、解除の場合）

この会は、次の①～③の場合、下表の算式により算出した保険料を返還します。

① 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(2)または第20条（重大事由による解除）(1)の規定により、この保険契約を解除した場合

② 第15条（保険契約の失効）の規定により、この保険契約が失効となる場合

③ 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合

保険料 <sup>(注1)</sup>	—	既経過期間に対応する月割係数 <sup>(注2)</sup> によって計算した保険料	=	返還する保険料
---------------------	---	---	---	---------

(注1) この保険契約に適用された保険料をいいます。

(注2) 第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の月割係数をいいます。1か月に満たない端日数がある場合は、切り上げて1か月とします。

第32条(保険料の返還—損害保険金を支払った場合)

第40条(保険金支払い後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合で、この保険契約の保険期間が1年以下のときは、この会は、保険料を返還しません。ただし、この保険契約の保険期間が2年・3年のときは、第2章保障条項第2条(損害保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度<sup>(注1)</sup>を経過した以後の期間に対応する下表の算式により算出した保険料を返還します。

保険料 <sup>(注2)</sup>	×	未経過期間 <sup>(注3)</sup> に対応する 月割係数 <sup>(注4)</sup>	＝	返還する保険料
---------------------	---	---	---	---------

(注1) 契約年度とは

- ・ 初年度(保険始期が月の1日の場合)  
保険始期から保険始期の属する月の応当月前月の末日まで
- ・ 初年度(保険始期が月の1日以外の場合)  
保険始期から保険始期の属する月の応当月の末日まで
- ・ 2年度  
初年度末日翌月1日からその応当月の末日(2年契約の場合は保険終期)まで
- ・ 3年度  
2年度末日翌月1日から保険終期まで

(注2) この保険契約に適用された保険料をいいます。

(注3) 保険金を支払うべき損害が発生した日の属する契約年度の末日の翌日以降、保険終期までの期間

(注4) 第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の月割係数をいいます。1か月に満たない端日数がある場合は、切り上げて1か月とします。

第33条(事故発生時の義務)

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①～⑥の義務を履行しなければなりません。

区 分	義務の内容
① 損害防止義務	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生通知義務	次のア.～ウ.の事項を遅滞なく、この会に通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
③ 盗難届出義務	保険の対象が盗難にあった場合は、遅滞なく警察に届け出ること。
④ 権利保全行使義務	他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑤ 他保険通知義務	他の保険契約等の有無および内容 <sup>(注)</sup> について遅滞なくこの会に通知すること。
⑥ 書類提出等義務	②のほか、次のア. およびイ. に定めること。 ア. この会が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ. この会が、損害または費用の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。

(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。  
 (2) 保険の対象について損害または費用が生じ、事実の確認のため必要がある場合は、この会は、事故が生じた建物を調査すること、またはそれらに収容されていた被保険者の所有物を調査することもしくは一時他に移転することができます。

#### 第34条 (事故発生時の義務違反)

被保険者が、正当な理由がなく前条(1)の規定に違反した場合は、この会は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

区 分	差引金額
① 前条(1)の①の損害防止義務違反	発生および拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 前条(1)の②の事故発生通知義務違反	この会が被った損害の額
③ 前条(1)の③の盗難届出義務違反	
④ 前条(1)の④の権利保全行使義務違反	他人に損害賠償の請求 <sup>(注)</sup> をすることによって取得することができたと認められる額
⑤ 前条(1)の⑤の他保険通知義務違反	この会が被った損害の額
⑥ 前条(1)の⑥の書類提出等義務違反	

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

#### 第35条 (保険金の請求)

- (1) この会に対する保険金請求権は、第2章保障条項第2条(損害保険金を支払う場合)の事故または同章第3条(費用保険金を支払う場合)の費用または同章第4条(地震等見舞金を支払う場合)の事故が生じた時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①～③の書類または証拠のうち、この会が求めるものをこの会に提出しなければなりません。
  - ① 保険金の請求書
  - ② 盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
  - ③ その他この会が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際にこの会が交付する書面等において定めたもの
- (3) この会は、事故の内容または損害の額等に応じ、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出またはこの会が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、この会が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、この会は、それによってこの会が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第36条 (保険金の支払時期)

- (1) この会は、請求完了日<sup>(注)</sup>の翌日以後30日以内に、この会が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。
  - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、この会が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注) 第35条(保険金の請求)(2)・(3)の規定による書類がすべてこの会に到着した日をいいます。  
 (2) (1)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、この会は、請求完了日<sup>(注1)</sup>の翌日以後、次の①～⑤に掲げる日数<sup>(注2)</sup>を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、この会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果についての照会<sup>(注3)</sup> 180日
- ② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定、審査等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日
- ④ 災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)にもとづき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 360日
- ⑤ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 第35条(保険金の請求)(2)および(3)の規定による書類がすべてこの会に到着した日をいいます。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他法令にもとづく照会を含みます。

(3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合<sup>(注)</sup>は、これにより確認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) この会は、(1)または(2)で定めた期間を経過する日の後の日に保険金を支払う場合は、この会は、支払期限翌日以降遅滞の責任を負い、その遅滞した期間に対し年利率6%<sup>(注)</sup>の遅延利息を保険金と併せて支払います。

(注) 商法(明治32年3月9日法律第48号)第514条に定める商事法定利率

第37条(保険金の削減払)

(1) この会は、巨大災害等が発生した結果、この会の事業収支が著しく悪化した場合は、この会の定めるところにより、保険金の削減払いを行うことがあります。

(2) (1)の削減払いを行う場合は、保険契約者に対し書面によりその旨を通知するものとします。

(3) この会は、(2)の通知を行う前に生じた事故による保険金については(1)の削減を行いません。

第38条(保険金請求権の時効)

保険金請求権は、第35条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第39条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権<sup>(注)</sup>を取得した場合において、この会がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権はこの会に移転します。ただし、移転するのは次の①・②のいずれかの額を限度とします。

① この会が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)②の場合において、この会に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、この会に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) (1)の規定により、被保険者が借家人<sup>(注)</sup>に対して有する債権を、この会が取得したときは、この会は、これを行使しないものとします。ただし、借家人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、この会は、これを行使します。

(注) 賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転賃人および転借人を含みます。

- (4) 被保険者は、この会が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために、この会が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、この会に協力するために必要な費用は、この会の負担とします。

#### 第40条 (保険金支払後の保険契約)

- (1) この普通保険約款に規定する損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生したときに終了します。
- (2) (1)の場合を除き、この会が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
- (3) 保険証券または保険契約更新証記載の保険の対象が複数あり、保険の対象それぞれに保険金額を定めている場合は、それぞれについて、(1)・(2)の規定を適用します。

#### 第41条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第42条 (準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

MEMO





MEMO





一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

---

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階 / (03) 5333-5126 (代)